

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第48号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 保険料の所得割額の算定並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の軽減措置に係る所得の規定の見直し

(1) 市民税の申告分離課税の対象となる所得について、新たに特定公社債等に係る利子所得を上場株式等に係る配当所得と併せて申告することとされたこと及び一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を区分して申告することとされたことに伴い、保険料に係る所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の基準となる所得の額の算定基準を変更することとしました。

(2) 市民税の申告分離課税の対象となる所得について、新たに特例適用利子等及び特例適用配当等の区分が設けられたことに伴い、保険料に係る所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の基準となる所得の額の算定基準を変更することとしました。

2 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を次のとおり改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に265,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に270,000円を乗じて得た金額を加算した額
同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に480,000円を乗じて得た金額を加算した額	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に490,000円を乗じて得た金額を加算した額

注 「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。）をいう。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、「金額」の右に（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、同項第3号及び第4号中「に該当する」を「の適用がある」に改め、同項第5号中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は同法附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第15項」に改め、同項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額

(9) 外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額

第12条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方税法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第2項中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)